

パラスポーツ体験用具貸出要項

1 目的

香川県教育委員会は、県内におけるオリンピック・パラリンピック教育及びインクルーシブ体育授業の充実を目的に、パラスポーツ体験用具（以下「用具」という。）の貸出しをする。

2 貸出先

原則、県内の学校（園）を貸出の対象とする。

3 貸出対象物品

別表1のとおり

4 貸出期間

貸出期間は、貸出日・返却日を含めて2週間以内とする。ただし、香川県教育委員会事務局保健体育課（以下「保健体育課」という。）長が、特に必要と認めたときは、この期間を延長することができる。

5 借出申込

貸出を希望する学校（園）は、事前に保健体育課に電話で貸出の可否の問い合わせを行い、貸出が可能であるときは、貸出日の1か月前から7日前までに、貸出申込書をメールで提出する。

6 貸出の決定

貸出の申込があったときは、保健体育課で日程等を調整し、速やかに申込校（園）に結果を連絡する。

7 用具の貸出・返却

用具の貸出・返却は次の場所で行う。

用具の運搬は、貸出を受けた学校（園）（以下、「借受校」という。）が行う。

香川県教育委員会事務局保健体育課

住所：高松市天神前6番1号 4階 TEL：087-832-3764

E-mail：hv4155@pref.kagawa.lg.jp

（担当：大麻）

8 使用料

用具の使用料は無料とする。

9 用具の転貸

用具を他に転貸してはならない。

10 損害賠償


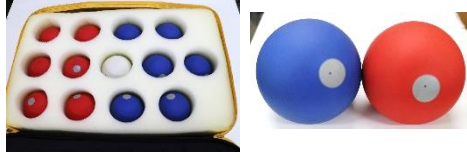






借受校において、用具を紛失または破損した場合は、速やかに保健体育課に報告の上、借受校の負担により、弁償や修繕等を行う。ただし、保健体育課長がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りでない。

11 事故の免責

保健体育課は、用具の貸出中に発生したいかなる事故及び傷病に対する責任を負わないものとする。

附則 この要項は、令和2年8月24日から施行する。
令和5年4月27日、一部改正する。
令和5年11月6日、一部改正する。

別表 1

種目	NO	用具名	用具写真	総数
ボッチャ体験用具	1	ボッチャボールセット (日本ボッチャ協会公認)		2 セット
	2	ボッチャボール		15 セット
	3	レク用ボッチャシート (横 3m×縦 6m)		1 枚
ゴールボール体験用具	4	競技者用ボール		4 個
	5	ロトロ サウンドボール ※ ブラインドサッカー体験でも 使用可能		20 個
	6	アイシェード ※ ブラインドサッカー体験でも 使用可能		25 個
	7	アイマスク ※ ブラインドサッカー体験でも 使用可能		30 個
ブラインドサッカー体験用具	8	IBSA 公認 ブラインドサッカーボール		15 個

シッティングバレー体験用具	9	バルバレー公式ボール ※ 風船に特殊な軽量カバーをかぶせたボール	 <p>風船 カバー 完成ボール</p>	20個
	10	ポータブルネット (高さ 1.06m、幅 3.75m)		6個
インクルーシブ体育授業用具	11	競技用車いす		1台

※ 1・3・4・6の用具は、公益社団法人24時間テレビチャリティー委員会から寄贈していただきました。

※ 2・5・7・8・9の用具は、スポーツ庁委託事業「オリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業（オリンピック・パラリンピック教育地域拠点）」の事業費で購入しました。

※ 2・5・9・10の用具は、スポーツ庁委託事業「令和の日本型学校体育構築支援事業（障害の有無にかかわらず共に学ぶ体育授業の充実）」の事業費で購入しました。